

大学 ICT 推進協議会謝金支給基準

(制定 2015年5月21日 理事会決議)

(一部改正 2019年2月1日理事会決議)

(趣旨)

第1条 一般社団法人大学 ICT 推進協議会（以下「本協議会」という。）における謝金の支給に関する取扱いについては、この謝金支給基準（以下「基準」という。）の定めるところによる。

(支給対象となる事業)

第2条 謝金支給の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 委託事業等の外部資金による事業
- (2) 会長が認めた本協議会の特別な事業

(支給対象者)

第3条 謝金の支給対象者は、前条の事業に従事し、又は協力する者で、次の各号に掲げるもの

- (1) 本協議会の会員以外の組織に属する者
- (2) 本協議会の会員組織に属する者で、会長又は前条の事業の代表者が特に認めたもの

(謝金対象業務)

第4条 謝金の対象となる業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 講演会又はこれに類する集会等の講師
- (2) 委員会の委員等
- (3) 報告書、提案書等の原稿執筆
- (4) 原稿の校閲・校正
- (5) 翻訳
- (6) 通訳
- (7) 実験補助・資料整理等
- (8) その他会長が特に認めた業務

(謝金単価の基準額)

第5条 謝金の単価は、前条各号に掲げる業務ごとに、別表のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、専門業者等へ具体的な事例を示して見積もりを取り、その額を上限として単価を決定することができるものとする。

(謝金支出の手順)

第6条 第2条の各号に掲げる事業の代表者が、当該事業のために謝金を伴う業務を依頼しようとするときは、業務の内容及び謝金額等について、事務局に申し出るものとする。

- 2 事務局は謝金の支払いに先立ち、業務の実施を確認するものとする。
- 3 業務遂行に当たり事前・事後の打合せ等に相当の時間を要する場合は、打合せ等の内容及び所要時間を証明できる場合に限り、謝金の対象となる業務の実施時間に加えることができる。

(雑則)

第7条 この基準の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、2015年5月21日から施行する。

2 「大学 ICT 推進協議会謝金支出基準」（平成 24 年 7 月 27 日 理事会決議）は、廃止する。

附 則

この基準は、2019 年 2 月 1 日から施行する。

別 表

| 区 分 | 単 価 | | 備 考 |
|-------------------|----------------------------------|-------------|-----------------|
| 講演会又はこれに類する集会等の講師 | 世界的に著名な講師 | 200,000 円/回 | |
| | 当該分野において特に著名な講師 | 50,000 円/回 | |
| | 当該分野において著名な講師 | 20,000 円/回 | |
| 委員会の委員等 | 運営上特に重要な委員会 | 25,000 円/回 | 外部評価委員会等 |
| | 委員会, 会議等 | 15,000 円/回 | |
| 報告書, 提案書等の原稿執筆 | 日本語 | 3,000 円/枚 | 1 枚 1600 字程度 |
| | 外国語 | 4,000 円/枚 | 1 枚 1000 語程度 |
| 原稿の校閲・校正 | 日本語 | 1,500 円/枚 | 1 枚 1600 字程度 |
| | 外国語 | 2,000 円/枚 | 1 枚 1000 語程度 |
| 翻 訳 | 日本語→外国語 | 6,000 円/枚 | 原稿 1 枚 1600 字程度 |
| | 外国語→日本語 | 3,500 円/枚 | 原稿 1 枚 1000 語程度 |
| | 外国語→外国語 | 6,000 円/枚 | 原稿 1 枚 1000 語程度 |
| 通 訳 | | 10,000 円/時間 | |
| 実験補助・資料整理等 | 学生, 社会人 | 1,000 円/時間 | |
| その他会長が特に認めた業務 | 本基準, 社会通念その他諸般の事情を考慮して, 会長が決定する。 | | |